

刑弁通信

2013年8月9日、藤川洋子先生（京都ノートルダム女子大学心理学部心理学科教授、東京大学医学部客員研究員、元家庭裁判所調査官）による「障害を理解する～発達障害、軽度精神遅滞を中心に～」のご講演がありましたので紹介します。

1 はじめに

本講演は、昨今、東京が遅ればせながら始動した、累犯障がい者に向き合う福祉と司法の連携の一環として、我々弁護士が障害特性を理解することが急務であり、そのために必要な知識の習得を図ることを目的としたものであったが、その内容は、障害特性の他、司法面接（Forensic Interview）のあり方に至り、累犯障がい者の問題に限らない、あらゆる分野で、法曹が留意すべき事項、知識、ノウハウに溢れるものであったため、ここに、概略、ご紹介する次第である。なお、本講演の講演録は、後日、当会ホームページ「研修報告 >2013年度」に掲載予定とのことであり、関心ある方は同掲載を参照されたい。

2 犯罪のメカニズム

- (1) 本講演は、冒頭、犯罪メカニズムを分析する方法論として、歴史的にみると、(ア) 古くは、被差別等の環境、「社会・文化的要因」によるものと考えられていたが、(イ) その後、いじめ、虐待による感じ方の変化、「心理的要因」によるものと捉えられるようになり、(ウ) さらに、昨今、科学的解明が進み、「生物的要因」（発達障害、器質障害）によるものと捉えられるようになっている、例えば、それまですべて母親のせいにしていたようなものが、脳に問題があったことが解明された、というところから、始まった。
- (2) 本講演は、親の虐待やネグレクトの問題も、子どもが「育てにくい」という器質を持っている場合があり、生物的要因に気付かず配慮なく育てたことにより、親の不適切な行動を呼んでしまい、心理的要因につながってしまうということが起きている、犯罪のメカニズムを縦軸でみると、という考え方がある、発展した、と説いていた。
- (3) そして、「この生物的要因が解明されたことを踏まえて、我々（法曹）は、どう動けばよいのか？」、本講演は、参加者に問い合わせた上で、先に進んだ。

3 自閉症の特性

- (1) 本講演は、次に、自閉症の青年の事例を挙げる。

彼は、携帯電話を女子中学生のスカートの下に差し入れたとして現行犯逮捕され、療育手帳を持っていたにもかかわらず翌朝実名報道（事実を認めていると発表）された。自閉症の特徴の一つとして、人の言つたことを「おうむ返し」する、というコミュニケーション特性がある。捜査官が「スカートに携帯入れたか？」ときけば、彼は「スカートに携帯入れたか？」と回答する。途中でおかしいと思った捜査官が「薬飲んでいるか？」ときけば、彼は「薬飲んでいるか？」と回答する。捜査官は、「薬を飲んでいる」と理解し、両親に「薬を持参してほしい」と連絡した。彼は薬など飲んでない。両親は、驚いて駆けつけ捜査官に彼のコミュニケーション特性について説明した、という。

- (2) 本講演は、更に、この事例を掘り下げる。IQ 69以下が知的障害といわれており、本人のIQは66。自閉症には3タイプ、孤立型、受動型、及び積極奇異型がある。積極奇異型は、電車の中で車掌の真似をしているような目立つタイプで自閉症であることが気付かれやすいが、他の2タイプは気付かれにくい。自閉症の特性として「新規の場では情緒不安定になり衝動的動作（パニック）となる」があり、当該事例では、彼が就業場所から帰宅すべく、いつもの場所で、バスを待っていたが、バスが遅れていて、いつもと違うバスが来て、それに乗ったところ、バスが逆方向に行ったので、次の停留所で降りたが、毎日観るテレビアニメの時間が迫っていて、パニックに陥ったことが、事件の発端であった。本講演は、この事例紹介の最後に、「誘導されたらひとたまりもない、ということを、是非弁護士の先生方に知って頂きたい。」という、彼の両親の切実な願いを伝えていた。

4 Forensic Interview（司法面接）

- (1) 続いて、本講演は、Forensic¹ Interview（「司法面接」）の手法の説明に移った。本講演は、この手法につき、「米国で、本来、性的被害にあったらしい子どもから事実を聞き出すテクニック（例えば、夫婦が離婚する際に、妻が『あの人が娘に手を出した』と申告

したような場合、その子から、虐待の事実が本当にあったかどうか聞き出す必要があり、その際の面接テクニック)として研究開発されたものであるが、子どもや障がい者といった自分を守る力の乏しい人、供述弱者一般につき、『嘘をつかせぬ』『事実を聞きだす』面接手法として、応用できるもの」として、紹介した²。

- (2) そして、正面のスライドいっぱいに、「『不適切な面接』を疑うとき」との標題の下、「1 犯罪事件 強制:『認めろ。素直に認めたら、早く出られる。認めなければ、いつまでも出られないぞ』…本当に無実のときは弁解が難しい by 米国の犯罪者」「2 供述の変遷誘導:『こうなんじやないの?』『こう感じるはずだよね』(解釈の押しつけ)」「3 考慮を入れるべきは、当事者の資質(理解力)と、何に Priority を置いているか」の文字が映し出された。その際、本講演は、「無罪になった村木厚子さんのように『真実を明らかにする』ことに Priority を置いていればよいが、障害を持っている人々は、概ね『家に帰る』『早く家に帰りたい』というところに Priority を置いてしまう。誘導に対してひとたまりもない。供述の変遷につながる。」と説いた。
- (3) 更に、本講演は、司法面接の構造として、「子どもは、何回も、いろんな人からきかれて、大人の顔色を見るから、話が変わってしまう。そこで、警察官、検察官、児童保護機関、医療スタッフといった関係各位が聞きたいことを、事件発生から間もない時点で、司法面接の訓練を受けた面接官に託し、同面接官が子どもから話をきき、マジックミラー越しに関係各位が聴取している構造を取る。障がい者に対しても、この位の配慮が、必要なはず。誘導のない面接を出来る人が、きちんときいて、何回もきかない、という方法が必要。」と説いた。
- (4) そして、本講演は、司法面接のコツとして、(ア)最初は、オープンクエスチョンを用いて、そこから、多肢選択式質問をすること(この多肢選択式質問では、「それ以外」という選択肢が重要であり、その根拠として、本人が質問をよく理解できないとき、選択肢の最後を選びがち—例えば、「それはどこで起きたの? トイレ? お風呂?」と聞くと、「お風呂」と答えて終わってしまう—というデータ分析結果が紹介された)、(イ)簡単な単語と短い文を使う(例えば、二重否定は使わないこと)、(ウ)受動態は混乱させる、(エ)「なぜ」は、責められて

いる感じを与える、(オ)質問の繰り返しは、彼が聞いていなかったときだけ(同じことを聞くと、本人は自分が間違ったことを言ったから聞き直されていると思ってしまう)といった項目をあげた。

5 終わりに

(1) 本講演は、最後に、障がい者に向かう際の留意点を説いた。特に、次の3点は、私にとって「目から鱗が落ちる」事項であった。(ア)「指示はわかりやすく」:「…してはダメ」というのが伝わらない。例えば、整列した際に「横を向くな」というような指示が挙げられる。この指示には、どこを向く、という指示がない。よって、直観的にはぱっとは分からぬ。「横を向くな」と言われた子どもは、キヨロキヨロする。そして周りを見て、前を向く。そこに時間がかかる。しかし、通常、キヨロキヨロしている時に、「キヨロキヨロするな」と再度叱られる。このようなことが繰り返されて自己価値が下がってしまう。ここでは、「前を向いて下さい」と指示すべきである。(イ)「内容は具体的に」:例えば、少年にテキストを渡して「できるだけやって」と言った際、彼は一切やってこなかつたが、「35頁から41頁までやって」と言った際、彼はちゃんとやってきたという事例がある。範囲を明示することが必要なのである。(ウ)「処遇にあたっては、周囲の理解と環境整備が最重要」:特性を理解した人が傍にいるという環境を作る必要がある。支援法によって各都道府県に発達障害支援センターがある。弁護士が、行政に連絡したり、知的障害更生相談所に相談したり、事業所につないだりすることが必要である。

(2) 私は、日頃、「なんで」「してはダメ」「できるだけやってみて」を連発していた。本講演を受けて、自分が、如何に愚かであったかを気付かされた。これは、子どもや障がい者と向き合うという場面に限られるものではない。「相手の立場に立って考える」という姿勢が、自分の中でいつの間にか鈍麻していたことを痛感した。本講演は、今後障がい者と向き合う中で必要な知識及びノウハウを習得でき、且つ法曹としての自分のあり方を見直す機会として、多いに勉強となるものであった。

以上

(刑事弁護委員会副委員長 西 美友加)

1 Forensic = 「裁判の証拠となる」「司法の」という意味。

2 加えて、司法面接の手法を詳述した著書として「子どもの面接ガイドブック—虐待を聞く技術」(2003年日本評論社)の紹介がなされた。同書は、米国に調査研究に行った調査官が「これは重要」として持つて帰ってきた本を、関係各位が翻訳したものとのことである。